



農地利用最適化 推進委員が新設されます

農業委員とは別に、農地利用の最適化の推進のため、担当地域において現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」を設置します。

①推進委員は農業委員会から委嘱されます

②推進委員の主な業務
担当区域において、農地等利用の最適化の推進のための現場活動を行います。

具体的には
○農地の出し手・受け手への働

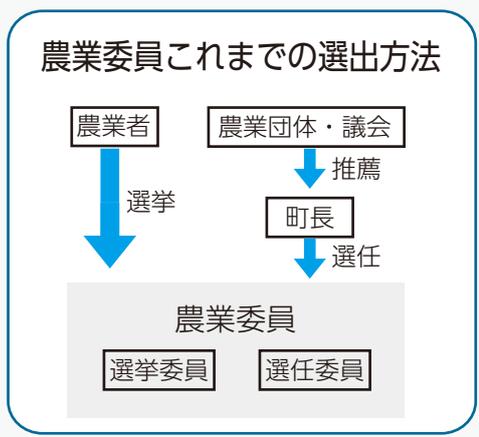
きかけを行い、農地利用の集積・集約化を推進
○遊休農地の発生防止・解消を推進

また、農業委員と協力して現場確認を行うほか、農業委員会の総会などで意見を述べます。

現在、在任している農業委員は、任期が満了する平成30年6月まで引き続き在任し、任期満了をもって新体制に移行します。農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・公募の手続きは広報ありだかわが平成30年2月号や、町ホームページなどでお知らせします。

として意思決定を行うことが主な役割です。

農地などの利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更や、農地などの権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定などを行います。また、これらは全て「農地利用最適化推進委員」と連携を取りながら行います。



こう変わります

